

物品供給契約書

供給すべき物品の表示

代金額 金 円也

(うち消費税額及び地方消費税額 円)

代金額の消費税額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき、代金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人広島大学(以下「甲」という。)と供給者 ○○○○(以下「乙」という。)との間において、上記の物品(以下「物品」という。)について上記の代金額で、供給契約を結ぶものとする。

第 1 条 乙は、甲に対し物品の供給をするものとする。

第 2 条 物品は、国立大学法人広島大学 に納入するものとする。

第 3 条 物品の納入期限は、 年 月 日とする。

第 4 条 納品書は、国立大学法人広島大学 に送付するものとする。

第 5 条 代金は、1 回に支払うものとする。

第 6 条 代金の請求書は、国立大学法人広島大学 に送付するものとする。

第 7 条 契約保証金は、 する。

第 8 条 この契約に定めのない事項は、別紙の広島大学物品供給契約基準によるものとする。

第 9 条 この契約について、甲乙間に紛争を生じたときは、双方誠意をもってこれを解決するものとする。

第 10 条 この契約に関する訴えの管轄は、甲の所在地を管轄区域とする広島地方裁判所とする。

第 11 条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は 2 通作成し、双方で各 1 通を所持するものとする。

年 月 日

甲 広島県東広島市鏡山一丁目 3 番 2 号
国立大学法人広島大学
契約担当職(分任契約担当職)理事(財務・総務担当) ○○○○印(職印)

乙 [住所]
[氏名] 印